

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2016 年世界の宗教の自由に関する報告書：エチオピア

要旨

エチオピア憲法は政教分離を義務付けており、宗教上の選択及び実践の自由について定め、宗教的差別を禁じ、政府がいかなる宗教上の実践にも干渉してはならないと規定している。

(2016 年) 10 月 2 日にビショフトゥ (Bishoftu) で開かれた宗教・文化的な祝祭の場で、数十人の死者が出たという。この緊迫した事態に対して政府が取った対応により、現場はパニック状態に陥ったとのことである。政府は、反テロ宣言 (ATP) やその他の方策を用いて、組織的な抵抗活動と反政府抗議活動を制限しており、政府による宗教的行為への継続的な干渉について抗議したイスラム教徒の抗議者を勾留し、起訴することもある。10 月 9 日に、政府は 6 ヶ月間にわたる非常事態宣言を発した。非常事態宣言の下で、政府は宗教の自由を含めて、憲法で認められた自由を制限する。国民は、宗教組織内で社会不安を扇動したり、対立をあおるような説教を行ったりすることを禁止される。12 月 21 日に、連邦高等裁判所 (Federal High Court) は、エチオピア・イスラム仲裁委員会 (Muslim Arbitration Committee) の支持者 20 名について、ATP の下では犯罪とされる、テロ集団に参加した罪と、犯罪を実行した、又は犯罪の実行を共謀した罪で有罪とした。

オロミア州 (Oromia region) 西アルシ (West Arsi) 県では、抗議者が (2016 年) 2 月に行った破壊活動により、ケール・ハイワット (Kale Hiwot)、純福音 (Full Gospel)、カトリック、セブンスデー・アドベンチスト (Seventh-day Adventist)、及び正教会に属する 15 の教会と関連施設が全焼したことが、エチオピアの独立組織、人権評議会 (Human Rights Council) によって確認された。

駐エチオピア米国大使、代理大使、及び大使館員は、宗教の自由を巡ってエチオピア政府と議論を続けており、宗教団体や宗教に基盤を置く非政府組織 (NGO) とともに、宗教の自由を促進し、社会における彼らの役割について議論するために協働し続けている。大使館員は、連邦遊牧地域開発省 (Ministry of Federal and Pastoralist Development Affairs) (MFPDA) のメンバーと、宗教的寛容、平和、及び安全保障についての会議を開いた。また、大使館員は、エチオピア・イスラム問題最高評議会 (Ethiopian Islamic Affairs

Supreme Council) (EIASC) の議長、エチオピア・カトリック教会の長、エチオピア異宗教間評議会 (Inter-Religious Council of Ethiopia) (IRCE) の議長、及びエチオピア正教会 (Ethiopian Orthodox Church) (EOC) の対外関係部門の長とも会談した。大使館員は、イスラム教徒の公判のいくつかに出席し、エチオピア政府による宗教問題への干渉の告発について議論するために、イスラム教コミュニティに属する人々と会談した。

第 I 節 宗教別人口統計

米国政府は、エチオピアの総人口を 1 億 230 万人と推定している (2016 年推定)。2007 年の最新の人口調査によれば、人口の 44 パーセントが EOC の信者であり、34 パーセントがスンニ派、19 パーセントがキリスト教福音派及びペンテコステ派に属していると推定される。EOC は、エチオピア北部のティグレ (Tigray) 州及びアムハラ (Amhara) 州において優勢であり、オロミア州にも存在する。イスラム教は、アファール (Afar) 州、オロミア州、及びソマリ (Somali) 州で最も優勢である。伝統プロテスタント教会は、南部諸民族州 (Southern Nations, Nationalities, and Peoples' Region)、ガンベラ (Gambella) 州、及びオロミア州の一部で最も優勢である。東方典礼カトリック教会とローマ・カトリック教会も少数存在し、末日聖徒イエス・キリスト教会 (モルモン教)、エホバの証人、ユダヤ教の信徒、及び土着宗教の信者もいる。

第 II 節 政府による宗教の自由の尊重の現状

法的枠組み

憲法は政教分離を義務付けており、宗教上の選択及び実践の自由について定め、宗教的差別を禁じ、政府がいかなる宗教上の実践にも干渉してはならないと規定している。公衆安全、教育、及び道徳を保護し、宗教からの政府の独立を保証するために、法の定めに従って、憲法は宗教の自由への制限を許容する。法律によれば、ある宗教集団から別の集団に対しての宗教上の「名誉毀損」及び扇動は犯罪とされる。法律は、両当事者がイスラム教に属し、シャリーア裁判所の司法権に同意するならば、シャリーア裁判所が人事訴訟を裁くことを認めている。

(2016 年) 10 月 8 日に施行された非常事態宣言の下で、政府は、宗教の自由を含めて、憲法で認められた自由を 6 ヶ月間—この期間は延長されることもあり得る—にわたって制限した。国民は、宗教組織内で社会不安を扇動したり、対立をあおるような説教を行ったりすることは禁止される。

宗教団体の登録と許認可は MFPDA の管轄である。MFPDA は、未登録の宗教団体に、設立趣意書、創立者らの国内の身分証明書、及び宗教施設と予定される地域支部の現住所を提出するように要求する。登録手続きには、申請書、幹部成員に関する情報、議事録、創立者らに関する情報、団体の財務報告書、事務所、名称、及び標章の提出も含まれる。宗教団体の申請者は、教会として登録の検討対象とされるためには少なくとも 50 人、聖職者会議又は結社としては少なくとも 15 人の人数を満たしていなければならない。登録手続きの最中に、政府は宗教団体の名称及びロゴを国内の新聞で公開して、もし反対がなければ、登録が認められる。

EIASC を含む全ての宗教組織は、MFPDA によって登録される。しかし、EOC は、帝政時代に成立した民法の規定（現在でも有効）に基づいて登録される。

全ての団体は、法的な当事者適格を得るために、MFPDA の信教問題局（Directorate of Faith and Religious Affairs）に登録しなければならない。ほとんどの宗教団体は MFPDA によって登録される。宗教団体は、少なくとも 5 年ごとに登録を更新しなければならない。更新の不履行には罰金が科されることもある。

登録済みの宗教団体は、年 1 回、活動及び財務報告書を提出するように義務付けられている。活動報告書では、伝道活動について記述し、新たな成員、叙任された新たな牧師、及び開設又は建設された新たな建物を記載しなければならない。慈善及び社会活動に関する宣言（Charities and Societies Proclamation）は、信仰に基づく組織と連合して、権利に基づく支援活動に従事するものなど、一部の慈善活動団体、協会、及び結社を禁じており、市民社会団体が外国の出資者から提供される資金の 10 パーセント以上を受け取ることを規制している。権利に基づく支援活動としては、人権及び民主的権利、又は国、国籍、人

民、性、及び宗教の平等の促進、子どもや障害者の権利の保護、紛争の解決又は調停の推進、及び司法制度又は法執行業務の効率の向上といった活動が挙げられる。

普及活動に取り組む宗教団体は、当該団体の普及担当部門を慈善事業団体として慈善・社会活動局（Charities and Societies Agency）に登録し、法的ガイドラインに従うように義務付けられる。

憲法は、公立か私立かにかかわらず、学校での宗教的指導を禁じている。法律は教会及びモスクでの宗教的指導を許容しており、学校は共有される宗教的価値観に基づいたクラブを組織することができる。

憲法によれば、政府は全ての土地を所有しており、したがって個人、民間の事業者、及び宗教団体は、礼拝所、学校、病院、及び墓地を建設するための土地を含めて、土地の配分に関して州政府と地方政府の両方に申請しなければならない。慈善・社会活動局及び保健省（Ministry of Health）は、宗教関連の学校及び病院を規制する。政府は、規制に従わない場合、いつでもかかる施設を閉鎖することができる。

法律は、宗教に基づいた政党の設立を禁じている。

政府はイスラム教の礼拝のために、金曜日に 2 時間の休憩を命じている。

エチオピアは、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（International Covenant on Civil and Political Rights）の無条件加盟国である。

政府の慣行

（2016 年）10 月 2 日にビショフトゥで開かれた宗教・文化的な祝祭の場で、少なくとも 55 人が死亡した。緊迫した事態に対する政府の対応は、死者も出るほどのパニック状態を引き起こし、確認された死者のほとんどがそのせいで命を落としたという。混乱の最初の原因は依然として不明であるが、マスコミの取材によると、頭上で砲弾が飛び交い、催涙

ガスが放たれ、ヘリコプターの音がしていたという。この事件を受けての抗議活動やソーシャルメディアでは、多くの人々が、パニック状態を扇動し、他にも告発の声が上がる中で、この集会の開催を不相当としたことで政府を非難した。10月7日に、国連人権高等弁務官事務所（Office of the High Commissioner for Human Rights）は、何が起きたのかを調査する必要があると述べて、独立オブザーバーがオロミア州及びアムハラ州を視察することを許可するよう、エチオピア政府に勧告した。10月10日に、国連の人権専門家グループは、10月2日の出来事を取り上げて、国際調査委員会が、2015年11月以来の抗議活動と、抗議者に対して行われてきたすべての暴力を調査することを許可するよう、政府に勧告した。

政府は、(2016年)10月9日に発せられた6ヶ月間の非常事態宣言、ATP、及び他の措置を用いて、非暴力的抗議活動に携わったイスラム教徒の拘禁及び起訴により、組織的な反対運動と反政府抗議活動を規制した。特に、非常事態宣言は、より早い時期の規制がソーシャルメディアの使用を阻止するものであったのに対し、言論の自由とメディア消費を規制した。イスラム教徒の不満だけに焦点を当てた新しい暴力的抗議活動は生じなかったが、一部のイスラム教徒は、過去のイスラム教徒の不満を唱える、より大規模なオロモ（Oromo）の抗議活動に参加した。一部のイスラム教コミュニティのメンバーは、政府が、レバノンに起源を持ち、旧来のイスラム教とは異なるスーフィー（Sufi）の宗教運動であるアルアハバシ（Al-Ahbash）を国内のイスラム教の宗教的慣行に課すために、宗教指導者を登用していると主張した。2015年に、政府は、イスラム教の宗教的慣行にアルアハバシを課すプログラムをもはや支持していないと表明したが、それでもアルアハバシの教えがいまだに広められており、金曜礼拝（Friday prayer）が一般にアルアハバシの教えに従っていることを、種々の報告は示唆している。

イスラム教コミュニティからの情報によれば、政府が EIASC に対して過度の影響力を行使しているとの意見が、コミュニティ内に広がり続けているという。

イスラム教コミュニティに属する複数の人から、女性に投票が許されていないことを理由に、政府がモスクでの選挙の許可を拒否するなど、宗教的行為に政府が干渉しているとの報告も寄せられた。イスラム各派は、2012年の EIASC 選挙について、政府による干渉の

疑惑とその後新たな選挙が行われていないことを理由に、受け入れを拒否し続けている。

この干渉疑惑に対して、ほぼ平和的な抗議活動が、イスラム教徒によって行われた。しかし、抗議活動の件数は、今年になって、前年と比べて著しく減少しており、オロモ族の人々の権利などの、より広範な不満に応じたデモ活動に組み込まれている。非常事態宣言により、そうした抗議活動はさらに抑制された。アジスアベバの Jemo 及び Furi 県、ディレダワ (Dire Dawa)、チロ (Chiro)、ジンマ (Jimma)、及びゴンダル (Gondar) で、イスラム教徒が (2016 年) 9 月 12 日のイード・アル＝アドハー (Eid al-Adha) の祝祭の間に抗議活動を行った。抗議者はレッドカードを示し、頭上で腕を組み、「我らは自由を必要とする」、「我らの声を聞け」、及び「批判の受け入れを拒否する政府は長くもたないであろう」と書かれたプラカードを掲げて行進した。

政府は、2012 年の抗議活動によって認識された集団、イスラム仲裁委員会の取り締まりを続けた。2015 年に、連邦高等裁判所は、ATP に基づき、イスラム仲裁委員会の 18 人のメンバーと支援者をテロ活動について有罪と判決し、それぞれに 7 年から 22 年に及ぶ懲役刑を宣告した。同年中に、政府は有罪判決を受けた者のうち 5 人を赦免し、釈放した。(2016 年) 9 月初めに、政府は仲裁委員会の 2 人の指導者 (Abubeker Ahmed Mohamed 及び Kemal Shemsu Siraj)、4 人のメンバー (Bedru Hussein、Sheik Seid Ali、Sheik Mekete Muhe、及び Mubarek Adem)、並びに 3 人のジャーナリスト (Yusuf Getachew、Murad Shekur Jemal、及び Nuru Turki Nuru) を赦免した。12 月 21 日に、連邦高等裁判所は、イスラム仲裁委員会の支援者 20 人を有罪であると認めた。被告らは、ATP の下で犯罪とされる「テロ組織への参加」、及び犯罪の実行又は実行の共謀を理由に有罪を宣告された。有罪宣告された被告には、高名なイスラム学者の Kedir Mohammed と 2 人のラジオジャーナリストも含まれていた。

(2016 年) 1 月 19 日に、連邦高等裁判所は、ATP の下で処罰に値する犯罪であるテロ組織への参加の罪により、2013 年の Elias Kedir 事件の被告 16 人全員に 7 年の禁固刑を宣告した。被告らは、イスラム教の宗教的行為に対する政府の干渉に抗議していると主張し、様々な媒体での書面とモスクでの平和的な抗議を通じてイスラム仲裁委員会のメンバーの釈放を要求していた。警察は被告らを、2013 年にアジスアベバ及び南部諸民族州 (SNNPR) の Wolkite 町で逮捕した。(2016 年) 12 月 16 日に、連邦最高裁判所は、高等裁判所の原

判決に対する被告側の上訴を受けて、被告のうち 12 人の判決を 7 年から 3 年 4 ヶ月に減じた。当局は 9 月にも、他の 4 人の被告を赦免し、釈放していた。

連邦高等裁判所は、28 人のイスラム教徒（そのうち 11 人については、不在のまま裁判が行われた）の事件を審理し、被告のうち 24 人を ATP に基づきテロに関して有罪であるとした。被告の何人かは裁判で、自分たちがアル・シャバブ（Al-Shabaab）から軍事的・政治的訓練を受け、自らの国にイスラム国家を設立するために活動していたと語った。裁判所は（2016 年）2 月に、被告のうち 4 人に無罪を言い渡した。3 月に、裁判所は 4 年から 21 年に及ぶ刑期の判決を下した。

2013 年 7 月のデシエ（Dessie）町におけるシャイフ Nuru の殺害で告発された 14 人のイスラム教徒の審理は、3 年目になっても継続していた。メディア関係筋によると、シャイフ Nuru はアルアハバシの教えの信奉者であり、新しい教えを課す政府の方針を擁護していた。政府は「テロ活動」に関する ATP 法に基づき、2013 年 11 月に 14 人を告訴した。2016 年末に、検察側と被告側はそれぞれの弁論を終えて、評決を待っていた。14 人の被告のうち 1 人は収監中に死亡したという。

（2016 年）11 月に、広く読まれている著名なイスラム批評家の著書に対抗する目的でキリスト教書籍を配布した、キリスト教徒の 10 代の少女 3 人と若い女性 1 人に、その後禁固 1 ヶ月が宣告された。この 4 人は、10 月にバビル（Babile）で宗教的な暴力行為を扇動した罪で告発された。同地区のイスラム教コミュニティは、その本がイスラム教を侮辱する内容のものであると表明した。同書が配布された少し後に、10 代の若者 4 人が地元のキリスト教会を襲撃した。10 月に、教会への放火で 4 人の容疑者が逮捕された。

MFPDA 内の宗教団体登録局 (Directorate for Registration of Religious Groups) は、2016 年末現在で 1600 の宗教団体及び結社を登録していると報告した。

登録と土地配分に関する差別が報告された。一部の宗教団体のメンバーは、EOC と EIASC の登録要件の免除が EOC と EISAC との間で二重基準に相当しており、同様のことが他の宗教団体との間でも生じていると述べた。

プロテスタント派は、教会及び墓地用の土地の宗教的登録及び配分に関して、地方当局者により、EOC と EIASC に比べて不平等な処理が行われていると報告した。宗教問題についての監視責任を負う MFPDA は、認められた不公平が地方レベルでのガバナンスの不備、そして地域社会に既存の、及び提案された資産利用を統括する区画規制の結果であると説明した。

一部の宗教集団、主にプロテスタントは、1977 年から 1991 年までの間に没収された資産の返還を求めて、私的及び非公式のルートを通じての働きかけを続けた。一部の資産は前年に返還されたものの、2016 年以内に政府が資産を返還したとの報告は皆無だった。

MFPDA は、EIASC その他の市民社会グループと協働して、宗派による暴力の潜在的可能性に対処する公式の目的のために、宗教指導者、長老、及び有力なコミュニティメンバーのワークショップ及び研修を後援した。

第 III 節 社会による宗教の自由の尊重の現状

オロミア州のイスラム教徒が優勢な西アルシ県で、抗議者が（2016 年）2 月にケール・ハイワット、純福音、カトリック、セブンスデー・アドベンチスト、及び正教会に属する 15 の教会及び関連施設を全焼させたと伝えられており、独立系の人権評議会によって確認されている。この襲撃は、警察が結婚式に向かう途中のバスを停車させて、発砲した事件が起きてから数日後に発生した。政府は、礼拝所への襲撃が、外国の資金源と反対制政治集団から資金を提供された「イスラム過激派」によって実行されたとの声明を出した。この襲撃が民族間の緊張や経済格差にも関係していると語る住民もいた。政府は容疑者をオロミア州裁判所で公判に付した。

ほとんどの州で、正統派キリスト教徒とイスラム教徒は、一般に互いの宗教儀礼を尊重し、異教徒間の結婚と改宗を許容していると伝えられる。一部の正統派キリスト教徒とプロテスタントは、互いを異端であると非難し続けており、一方の信仰からもう一方へと信者を改宗させるため、活潑に働きかけを行っている。オブザーバーは、こうした相互の非難合

戦が集団間の緊張を高めさせていると語った。

EIASC と政府は、イスラム教コミュニティ内に外国人サラフィー主義者（Salafist）集団が増加している影響とされるものについての懸念を表明し続けた。EIASC は、こうした集団に、キリスト教徒とイスラム教徒との間の、また、イスラム教コミュニティ内の緊張を悪化させている責任があるとの見解を示した。

第 IV 節 政府の方針

米国大使館は、宗教的寛容及び平和や安全保障について、MFPDA 及び外務省と協働している。

米国大使館の代表者は、Elias Kedir 他、Kedir Mohammad 他、及び Aman Assefa 他の公判など、テロへの関与により告発されたイスラム教徒のいくつかの公判を傍聴した。

大使、大使館代表者、及び来訪中の米国政府高官は、宗教の自由、信仰を基盤とする組織の役割、及び寛容について、EOC の総主教事務局（Office of the Patriarch）、EIASC 議長、エチオピア・カトリック教会を率いる枢機卿、及びケール・ハイワット教会の指導者といった宗教指導者らと議論した。議論では、宗教の自由の重要性を含め、一連の争点が取り上げられた。

大使館員は、宗教的寛容とオロミア州での礼拝所への襲撃について議論するため、及び宗教の自由と寛容に重点を置いた取り組みのために、IRCE のメンバーと協働した。大使館は、IRCE への支援を通じて、宗教コミュニティ間の対話の高まりを通じて暴力を抑制するという IRCE の決意を確かなものにすることを企図していた。